

第1表

学校名 東久留米市立第三小学校
校長名 町田 元彦

令和6年度 教育課程について (届)

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調に、時代の変化に主体的に対応し、未来を切り拓き次代を担う、心豊かでたくましい日本人の育成を目指し、次の目標の達成に努める。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ◎よく考える子 (重点) | 基礎・基本を身に付け、自ら考え、創造力・表現力に富んだ子供 |
| ○なかよくする子 | すすんで挨拶ができ、自らを律し、他人と協調し合う心豊かな子供 |
| ○元気のよい子 | 基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康で活力に満ちた子供 |

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成

- (ア) 自他の生命を尊重する精神を基調とし、自他の大切さを認め、相手の立場に立って考えられる態度の育成や温かな人間関係の確立に努める。さらに、あらゆる偏見や差別、いじめを許すことなく、児童一人一人の人権を尊重する教育を推進する。
- (イ) 特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の適宜開催や委員による当該児童の定期的な観察をとおして、学校全体の支援体制を充実させるとともに、児童一人一人の特性に応じた質の高い教育活動、そして特別支援学級との交流教育を推進する。
- (ウ) 学校教育全体の中で、道徳教育を意図的・計画的に推進し、一人一人がかげがえのない存在であるという実感をもたせる。さらに、規範意識を向上させる情報モラル教育の推進を図る。

イ 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

- (ア) 一人1台端末の効果的利活用による個別最適な学びと協働的な学びの推進に努めるとともに、習熟度別指導や高学年における教科担任制の部分実施をとおして児童のより一層の学力向上を図る。
- (イ) 地域社会から学び、地域社会に働きかける学習を教育課程に位置付け、学校と地域との関わりを重視しながら、課題を探究する学習をとおして、自ら学び、自ら考え、自ら課題を解決し、自らの生き方を真摯に追究する資質や能力の育成を図る。

ウ 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

- (ア) 学校における「働き方改革」を推進し、児童と向き合う時間の確保等、本格的な業務対応時間の創出に努める。授業改善を常に図るために、東久留米スタンダード(学習指導編)を有効活用し、指導方法や指導内容をさらに工夫するとともに、OJT研修を充実させ、職層に応じた指導力の向上を図る。
- (イ) 研究推進校として積み重ねた、一人1台端末の効果的な活用事例を共有し、各教科等においてICT機器を積極的に活用した授業を展開する。家庭学習や不登校児童への対応についても、効果的に一人1台端末を活用する。また、家庭学習については、東久留米スタンダード(家庭学習編)を参考にしながら、推し進めていく。

2 指導の重点

(1) 各教科、外国語活動（英語活動）、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 単元や題材の内容や時間のまとまりを見通し、問題解決的な学習を展開する。また、全ての授業（弾力的な運用の時間も含む）において「ねらい」を明確にし、その「ねらい」に応じた授業、評価を実施する中で、各教科における「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性の涵養」を図る。
- (イ) 3年から6年で実施する算数少人数習熟度別指導、学力パワーアップサポーターによる基礎学力の補充、「三小寺子屋」等での放課後の個別補習学習、一人1台端末等のICTの活用をとおして、個別最適な学びの充実を図り、児童に分かる喜びや学ぶ楽しさを味わわせ、誰一人取り残さない教育を推進する。また、家庭と連携し一人1台端末を活用した家庭学習の充実を図る。
- (ウ) 全ての教科の基本となる国語の基礎的・基本的な学力の向上を図るために、言語活動の一層の充実を図るとともに、学校図書館の有効活用を図ることで、調べるコンクールへの主体的な参加を促したり、児童一人一人の表現力を高める「三小日記」の活用や読書活動の推進を意図的に行ったりする。
- (エ) 投げる・跳ぶ等の多様な動きを身に付けることができる「わくわくスポーツ」活動をより工夫し、一人一人に応じた体力の向上を目指す。
- (オ) 「道徳授業地区公開講座」を開催し、保護者や地域に道徳の授業を広く公開し意見を交換することで、道徳性についての共通理解をし、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たせるように連携を深める。

イ 外国語活動（英語活動）

- (ア) 英語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、また積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。ALTの活用を通して、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養う。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア) 育てたい資質・能力を明らかにするとともに、地域人材や落合川等の豊かな自然環境を生かした単元開発を行い、児童自ら、地域の人・もの・こととのかかわりや、SDGs等の現代的な諸課題について探究する学習を通して、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

エ 特別活動

- (ア) 日常の学校生活を充実・改善する話合いや、自分たちで約束や決まりをつくって守る活動などを学級活動として重視し、集団における人間関係を形成する力や社会性を育成する。
- (イ) 児童集会や「なかよし班」活動等の異学年交流を重視するとともに、児童が主体的に行動する態度や自治的な力を育てる。
- (ウ) クラブ活動においては、共通の興味・関心をもった児童が、学年を越えて集い、切磋琢磨することを通じて、個性や能力を伸長できるようにするとともに、豊かな人間関係を築かせる。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 東久留米スタンダード（学習指導編）に基づく授業改善を推進し、学習に応じた「問い」のたせ方や、ペア学習、グループ学習、学級全体での話合い活動等、目的に応じた学び合いの場面を工夫し、主体的・対話的で深い学びを実現する。
- イ 地域の幼稚園・保育園・小学校・中学校との連携教育を推進し、「オープン1年生」の実施等を通して、就学前情報の共有、学校の状況に関する情報交換を適宜行い、義務教育9年間の学びと成長を円滑に接続する。
- ウ 持続可能な視点を大切にしつつ、各教科・領域等の横断的な取り扱いや、教科担任制、交換授業等、各学年の指導体制や児童の実態に合わせた指導方法、単元構成や学習形態を工夫し、児童一人一人の多様な学び方に対応できるようにしていく。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 「三小のきまり」を必要に応じて見直し全職員が同じ意識で指導できるように校内体制を整える。
- (イ) 年3回のふれあい月間には、挨拶運動や人権集会、アンケート調査等を実施し、いじめ防止への取組状況の総点検、早期発見、早期対応、未然防止の取組を実施する。
- (ウ) いじめの問題について、「学校いじめ対策委員会」を中心に保護者とも連携し、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーや外部諸機関とも連携したサポート体制「学校サポートチーム」を整える。
- (エ) 学級における個々の居場所作りや係活動や当番活動をとおして、自己肯定感が高まるような取組を実践していくことで、不登校の未然防止を図る。「学校いじめ対策委員会」に養護教諭にも参画させ、不登校の状況を正確に把握し、取り得る手立てについて共有し、誰が何をどこまで行うかを確認し、実行していく。
- (オ) SNS学校ルールの見直し及びSNS家庭ルールの啓発を行い、情報活用能力・規範意識の向上、SNSの危険性に関する指導を定期的に行い、家庭と連携した情報モラル教育の充実を図る。
- (カ) 不登校0を目指し、関係諸機関との連携を図り、組織的・多面的に児童を支援し、児童が互いに認め合い、共に学び合うことができるような、一人一人に居場所があるような学級・学校づくりに努める。また、不登校児童への対応として、別室登校や、一人1台端末を活用したオンライン授業などの学習支援を行う。
- (キ) 安全教育・安全指導の全体計画及び年間指導計画を整備・改善し、自ら命を守る習慣と態度を育てるとともに、毎月の避難訓練・安全指導、「セーフティ教室」を実施し、様々な事件・事故から自らの生命を守ろうとする態度や能力を培う。「防災ノート～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」を活用し、地域防災訓練に積極的に関わっていく。
- (ク) 外部講師を招いた「セーフティ教室」「薬物乱用防止教室」「禁煙キャラバン」「がん教育」、担任の指導による「SOSの出し方に関する教育」、「生命の安全教育」、また、栄養士を中心にした「食育」指導を、そして、養護教諭を中心にした「性被害・性加害」防止教育を実施し、健康な生活を送ろうとする態度や能力を培う。
- (ケ) さわやか月間では、標語や作文に取り組み、風評や偏見に流されず、人権の尊重の意識のもと差別を許さない学校風土を創出する。

イ 進路指導

- (ア) 6年間を見通した指導計画の下、教育活動全体を通して系統的・発展的に進路学習を進める。
- (イ) キャリア・パスポートの作成を通じて、望ましい勤労観・職業観を育み、自らの生き方を考え、生涯にわたり学び続け、自己実現を図る力を養う。また、地域等の外部人材を活用したキャリア教育の一層の推進を図る。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

- (ア) 障害者理解教育を行い、通常の学級の児童の人権意識が高まるような交流の内容・方法を工夫する。年間を通して、全校朝会の並びや、なかよし班の運営、交流が可能な学習や領域での参加を推進する。また、授業のユニバーサルデザイン化の定着を図る。

イ 特別支援教室

- (ア) 保護者と共通理解のもと、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行う。
- (イ) 巡回指導教員、特別支援教室専門員と連携・協力した特別支援教室の校内体制の整備と、指導の充実を図る。